

同一種牡馬の複数頭種付に対する種付権利無償贈呈 及び配合優先権の供与について

日本軽種馬協会では、所有種牡馬の配合に関して2018年度(平成30年度)より以下の制度を開始いたします。

●種付権利無償贈呈(当該種牡馬1頭分)

1. 供用開始から4年目までの種牡馬が対象となります。
2. 対象期間内に同一所有者が同一種牡馬に3頭種付をされた場合、当該種牡馬の無償種付権利1頭分を当該所有者に贈呈いたします。
3. この制度による無償種付権利を行使できるのは、供用2年目以降とさせていただきます。(供用2年目以降に無償種付権利証を発行させていただきます。)
4. フリーリターン及び種付権利無償贈呈分は種付頭数としてカウントされません。
5. この制度による無償種付権利にはフリーリターンを付与いたします。
6. 2018年度の対象馬はケープブランコ、エスケンデレヤ、マクフィ、クリエイターⅡとなります。

・詳しくは[こちら](#)の図をご参照ください。

●配合優先権の供与

供用5年目の種牡馬については、予定配合頭数の3分の1程度を上限として、供用2年目から4年目の間に種付を行った繁殖牝馬の所有者を優先いたします。

今後2019年の配合については、ケープブランコが対象となります。